

判決年月日	平成20年12月11日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成20年（行ケ）第10099号		
○審決認定の一致点について引用発明に実質的に記載されていると認めることができず、その結果、相違点についての認定判断を欠くことになるとして審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、「基板端縁洗浄装置」とする名称の発明の特許権を有する原告が、その請求項1～3に係る発明についての特許を無効とする旨の審決を受けたことから、その請求人である被告に対し、審決の取消しを求めた事案である。

本件の争点は、甲1発明との関係での本件発明の進歩性の有無であり、特に、審決が一致点として認定した「角型基板の大きさに応じて溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する位置調整手段」を具備することが甲1に実質的に記載されているか否かが問題となった。

本判決は、以下のとおり判示して、審決を取り消すべきものとした。

「甲1には、審決が前提とする角型基板の偏向保持が記載されていることが認められず、また、角型基板の大きさに応じて、溶剤吐出手段を基板の端縁に沿って移動できるように調整する手段が開示されていることも認められない。

したがって、甲1には、本件発明1の特定事項である『前記溶剤吐出手段を角型基板の大きさに応じて、その端縁に沿って直線的に移動できる位置に変位できるように、溶剤吐出手段を角型基板の端縁に対して遠近変位する位置調整手段』が、実質的に記載されているということとはできないから、審決が、上記位置調整手段を本件発明1と引用発明1との一致点、本件発明1を引用する本件発明2と引用発明1との一致点及び本件発明2を引用する本件発明3と引用発明1との一致点としてそれぞれ認定したことは、誤りといわざるを得ない。」

「以上のとおりであるから、審決は、上記位置調整手段に係る相違点についての認定判断のないままに結論に至ったことになり、結論に至るに必要な認定判断を欠くものとして違法となる。」